

国民健康保険税が変わりました

保険年金課国保税担当 66 1172

税率などが 改定されました

国民健康保険は、皆さんが病气やけがをしたときに、経済的な心配をせずに安心して医者にかかれるよう、医療費などを負担する制度です。この事業の運営に必要な財源は、皆さんに負担していただく保険税です。平成14年度に保険税の税率改正を行いました。医療費および介護納付金の増加などにより、平成17年度の保険税は下表のようになりました。

所得の少ない世帯には 軽減措置があります

保険税は、所得のない方にも課税されます。所得の少ない世帯の負担を軽くするため、一定基準以下の世帯に対し、均等割・平等割の7割または5割を減額します。今年度、新たに2割減額制度もできました。対象となる世帯は、世帯主の申請が必要です。

区 分	基礎課税額(医療分)		介護納付金課税額(介護分)	
	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	課税対象所得金額の6.20%	7.00%	課税対象所得金額の0.65%	0.85%
資産割額	固定資産税の35.00%	32.00%	固定資産税の1.00%	改定なし
均等割額	1人につき 22,800円	31,200円	1人につき 6,000円	7,500円
平等割額	世帯につき 26,400円	35,400円	世帯につき 4,200円	6,000円
課税限度額	530,000円	改定なし	70,000円	80,000円
6割軽減	1人につき 13,680円	21,840円	1人につき 3,600円	5,250円
7割軽減	世帯につき 15,840円	24,780円	世帯につき 2,520円	4,200円
4割軽減	1人につき 9,120円	15,600円	1人につき 2,400円	3,750円
5割軽減	世帯につき 10,560円	17,700円	世帯につき 1,680円	3,000円
2割軽減 (新設)	1人につき 世帯につき	6,240円 7,080円	1人につき 世帯につき	1,500円 1,200円

国民健康保険への届け出は お済みですか

保険年金課国保給付担当 66 1103

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などとは違い、加入するときもやめるときも、加入者自らが届け出をしなければなりません。世帯主は異動があった日から14日以内に、市民課へ届け出てください。

こんなときには14日以内に市民課へ届け出を

その他	国保をやめるとき	国保に加入するとき	こんなときは	持参するもの
市内で住所が変わったとき 世帯分離したとき、または一緒になったとき 世帯主が変わったとき 修学や出稼ぎなどのため、保険証が必要なとき 保険証を紛失したとき 退職者医療制度に入るとき 退職者医療制度をやめるとき	職場の健康保険の被扶養者になったとき 国保の被保険者が死亡したとき	他市区町村へ転出するとき 職場の健康保険に加入するとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき 子どもが生まれたとき	他市区町村から転入 職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、転出証明書 印かん、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書) 印かん、被扶養者でない理由の証明書 印かん、保険証(母子健康手帳)
印かん、保険証 印かん、保険証 印かん、保険証 在学証明書など 印かん、身分を証明するもの 印かん、保険証、年金証書 印かん、退職者保険証	印かん、保険証 印かん、国保の保険証、健保の保険証	印かん、保険証 印かん、国保の保険証、健保の保険証		

加入の届け出が遅れると、国保に加入する資格ができた月の分までさかのぼって保険税を納めることになります。届け出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。